

退院基準		転院基準	
歩行・応用歩行可能レベル (杖歩行～室内独歩・屋外歩行～階段昇降)		移動に車椅子を要するレベル～ベット上臥床レベル	
1)脳卒中の急性期治療が終了している	2)全身状態が安定している	3)意識レベルが清明またはJCSが1桁である	4)mRSが 、ADL点数が120点以上もしくは独歩可能(杖や装具の有無を問わず)で入浴・排泄が自立している
5)mRSが 、ADL点数が80～119点、もしくは独歩可能(杖や装具の有無を問わず)である。しかし、このレベルでADLに何らかの制限がある、又は高次脳機能障害あり、軽度の介助を要する場合には転院の対象となる事もある		1)脳卒中の急性期治療が終了している	2)全身状態が安定している
		3)意識レベルは清明～JCSが2桁の間である	4)mRSが ～ 、ADL点数が18～110点である
		5)脳卒中発症より原則2ヶ月以内(1ヶ月以内が好ましい)	6)リハビリテーションの継続によりADL向上が見込まれる
		7)意識レベルがJCS2桁であるが、短期間での意識回復が予測されリハによるADL向上が見込める場合	